

**徳島県告示第198号**

令和4年4月3日に発生した次の加入区の付保義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により令和8年4月2日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年4月3日

徳島県知事 後藤 田 正 純

加入区名

川内加入区